

## NFT販売規約

本規約は、ZEAL NOVA DMCC(以下「当社」といいます。)が販売するNFT(以下「本NFT」といいます。)に関する諸条件を定めるものです。

本NFTを購入されるお客さまは、本規約にご同意いただく必要があります。本NFTを購入したことをもって、お客さまは本規約に同意したものとみなされます。

### 第1条 (目的及び本サービスの内容等)

1. 本規約は、本NFTの購入に関する条件及び本NFTの権利義務関係等を定めることを目的としています。
2. 未成年者は、親権者その他法定代理人の同意を得た上で、本NFTを購入してください。親権者その他法定代理人の同意を得ていないにも拘らず、同意があり、又は成年であると偽って本サービスを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、本サービスに関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。

### 第2条 (本NFTの利用等)

1. 本NFTの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、本規約への同意が必要です。
2. 本NFTを受領するウォレットアドレスは利用希望者が自らの責任により用意する必要があります。
3. 利用希望者は、本NFTの利用にあたり、自身のウォレットの秘密鍵又はウォレット復旧に必要な情報、その他本サービスの利用に伴い使用する一切の情報(以下「ウォレット情報等」といいます。)を自らの責任において管理し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとし、自身のウォレット情報等を使用して自己又は第三者が行った行為について、一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、ウォレット情報等を使用してなされた行為を、当該ウォレット情報等を管理すべき利用希望者による行為とみなすことができるものとします。

### 第3条 (本NFTの二次利用)

本NFTを現に保有する者(以下「NFT保有者」といいます。)は、本規約の遵守を条件として、当社が本NFT毎に個別に別途定める条件等に従い、本NFTに係る創作物について、非営利目的であれば、複製、公衆送信、改変、翻案その他の二次利用を行うことができます。その際に当社は、活動の結果として金銭的収益が発生すること、または発生する可能性のみをもってただちに商業活動・営利活動とはみなしませんが、利用の状況等から当社が後に商業活動・営利活動への利用に該当すると判断する場合には、当社は当社ゲームの利用に関して条件を付けることや、利用を制限することがあります。また、商業活動・営利活動への当社ゲームコンテンツの利用については、当社の別途定める方法により、当社に対してその旨を通知し、当社または本NFTの著作権者との間で当社所定のライセンス契約を締結する必要があります。

### 第4条 (本NFTの二次出品)

1. NFT保有者は、自己の保有する本NFTをOpenSea(<https://opensea.io/> 又はその承継・後継URLからアクセスできるウェブサービスをいいます。以下同じです。)その他の第三者が提供するNFTマーケットプレイス(以下「NFTマーケットプレイス」といいます。)で出品し、販売すること(以下「二次出品」といいます。)ができます。
2. 本NFTがNFTマーケットプレイスにおいて二次出品され、第三者により購入された場合、当社は、NFTマーケットプレイスを提供する第三者の定める規則等に基づき、当該二次出品に係る本NFTの売買金額の一部を受け取る場合があります。なお、購入後のキャンセルはできません。
3. NFT保有者は、二次出品のためにNFTマーケットプレイスを利用する場合、自己の費用と責任によりNFTマーケットプレイスを提供する第三者の定める規則等に従ってNFTマーケットプレイスを利用するものとし、当社は、当社に故意又は重大な過失があるときを除き、NFTマーケットプレイスの利用について一切の責任を負いません。

### 第5条 (知的財産権等)

1. NFT保有者は、本規約を遵守することを条件として、本規約の規定に従って本NFTを保有、利用又は二次出品することができるものとします。
2. 本NFTに係る創作物及び構成する文章、画像、プログラムその他一切の情報(以下「本コンテンツ」と総称します。)に係る知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。))をいいます。以下同じです。)は、当社又は当該権利を有する第三者に帰属しています。二次出品による本NFTの引渡しは、これらの権利の移転とは解釈されないものとします。
3. 当社は、当社が本NFT毎に個別に別途定める条件に従い、NFT保有者に対し、本規約の規定に従ってNFTを保有、利用又は二次出品するために必要な範囲で、本NFTに係る創作物の利用を許諾します。

4. 当社は、NFT保有者が本NFT及び本NFTに係る創作物を利用して第三者に対して投稿、送信、掲載等した文章、画像、映像、プログラム、データその他の情報(以下「ユーザー・マテリアル」といいます。)について、本NFT又は当社の広告宣伝を目的として、形式、媒体を問わずあらゆる状態で利用等(使用、配信、複製、修正、表示、出版等を含むがこの限りではありません。)し、また第三者に当該利用等を許諾することができるものとします。
5. NFT保有者は、当社及び前項に定める第三者によるユーザー・マテリアルの利用等を、無償、無期限かつ無条件で許諾するものとし、当社及び当該第三者によるユーザー・マテリアルの適正な使用に関し、著作人格権を含むいかなる請求権も行使しないものとします。
6. NFT保有者は、ユーザー・マテリアル及び当社によるユーザー・マテリアルの本規約に基づく利用が、第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権その他の人格権又は人格的利益を侵害しないことを保証するものとします。
7. NFT保有者は、ユーザー・マテリアルに関して第三者から苦情の申立て、訴訟の提起その他の紛争が生じた場合、NFT保有者自身の責任と費用によりこれを解決するものとします。当社は、当該紛争について一切の責任を負いません。また、当社が同紛争について調査を求めた場合、NFT保有者は当社に協力することに同意します。

#### 第6条 (禁止事項)

1. 利用希望者は、次の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 法令、公序良俗又は本規約に違反する行為
  - (2) 犯罪行為若しくは犯罪に結びつく行為又はこれらの行為を援助若しくは助長する行為
  - (3) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他の人格権及び所有権その他の財産権を侵害する行為
  - (4) 不当な目的または態様でのリバースエンジニアリング、逆アセンブルを行う行為、その他の方法でソースコードを解読する行為
  - (5) 本コンテンツを不正な方法で取得し又は不正に転載する行為
  - (6) 当社若しくは第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは本NFTの名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (7) 当社の承認を得ずに行われる、営利を目的とする行為
  - (8) 当社又は第三者に対して損害を与える行為
  - (9) 法令等により本NFTの購入が禁止、制限その他規制されている国又は地域の国民、住人、居住者又は滞在者が本NFTを購入する行為
  - (10) 第三者の定める規則等に違反して本NFT及び本NFTに係る創作物を利用する行為
  - (11) 違法、詐欺的、名誉棄損、中傷的、卑猥、ポルノ、冒涇的、脅迫的、虐待的、憎悪的、攻撃的又は不快な内容を含んで本NFT及び本NFTに係る創作物を利用する行為
  - (12) 当社又は第三者の秘密情報を開示若しくは漏洩させて本NFT及び本NFTに係る創作物を利用する行為
  - (13) 本NFTに係る創作物を、新たな創作性を一切付加することなく利用する行為
  - (14) その他当社が不適切であると判断した行為
2. 当社は、利用希望者が前項に違反したと判断した場合には、当該利用希望者に対し、本NFTの全部又は一部の利用を停止し、制限し、本契約を解除し、その他当社が必要と判断した措置をとることができるものとします。
3. 利用希望者が第1項に違反した場合、当社は、当該利用希望者に対し、当該違反により当社が被った一切の損害(合理的な弁護士費用を含みます。)の賠償を請求できるものとします。

#### 第7条 (反社会的勢力等の排除)

1. 利用希望者は、自身が反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
2. 利用希望者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) 方法及び態様の如何を問わず反社会的勢力等と関与する行為
3. 利用希望者は、随時、当社が行う、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に合理的な範囲で協力し、当社から合理的理由に基づき求められた資料等を提出するものとします。

#### 第8条 (免責)

1. NFT保有者が自己の保有する本NFTをNFTマーケットプレイスで出品し、販売した場合、これに係るNFT

保有者と本NFTの譲受人の間の契約については、当社は何らの責任も負わず、NFT保有者が責任を負うものとします。

2. 当社は、本NFTの利用時に発生した不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等、第三者の行為に起因して利用希望者に生じる損害について、当社に故意又は重過失ある場合を除き、責任を負いません。
3. 当社は、電気通信事業者、電気事業者その他の事業者に起因して利用希望者に生じる損害について、当社に故意又は重過失ある場合を除き、責任を負いません。

#### 第9条（損害賠償責任）

当社の利用希望者に対する損害賠償責任の範囲は、利用希望者が直接かつ現実に被った通常の損害とし、かつ、当該利用希望者から受領した本NFTの購入代金の合計額を超えないものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

#### 第10条（権利義務の譲渡禁止）

当社が別途定める規約等により当社が許容している場合を除き、利用希望者は、当社の書面による事前承諾なしに、本契約上の地位又は本契約若しくは本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対し、譲渡し、移転し、担保設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

#### 第11条（本規約の改訂）

1. 当社は、当社が必要と認めた場合、本規約を利用希望者の承諾なく変更できるものとし、利用希望者は、あらかじめこれを承諾するものとします。当該変更の結果、利用希望者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。
2. 本規約を変更した場合、当社は、変更があった旨、変更の内容及び変更の効力の発生時期を、効力発生時期の2週間前までに、当社が適切と判断する方法で利用希望者に通知するとともに、変更後の本規約を当社が定めるウェブサイトその他の適切な場所に掲載します。ただし、本規約の変更に関して、利用希望者に重大な悪影響がある場合その他当社が必要と認めた場合、当社は利用希望者に対し、当該通知を事前に行います。
3. 利用者は、定期的に本規約を確認し、変更等の有無について把握するものとします。本規約の変更内容の全部又は一部に同意しない利用希望者は、前項に定める変更の効力発生日の前日までに、当社が別途定める手続により当社に通知することで、本契約を解約することができるものとします。

#### 第12条（分離可能性）

本規約の一部が無効、違法又は執行不能と判断された場合においても、その余の規定の有効性、合法性及び執行可能性には、なんらの影響や支障も生じないものとします。

#### 第13条（準拠法及び裁判管轄）

本規約はアラブ首長国連邦(UAE)に従って解釈されるものとし、本規約に関するあらゆる紛争については Dubai Multi Commodities Centre (DMCC) の定める裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年10月3日 制定